Avatar Teleporter SDK 利用規約

Avatar Teleporter SDK 利用規約(以下「本利用規約」といいます。)は、株式会社 SpiralMind (以下「当社」といいます。)が提供する第1条第1号に定義される本 SDK の継続的な非独占的使用権の許諾(評価目的及び商用目的の使用権許諾)に関する条件を定めるものです。本 SDK を利用するお客様(個人、法人を問いません。以下「利用者」といいます。)は、本 SDK の利用前に、本利用規約をご確認下さい。本利用規約に基づく契約(以下「利用契約」といいます。)は、当社と利用者との間の本 SDK の利用に関する契約となります。

第1条 定義

本利用規約では、次の用語は、次の意味を有するものとします。

- (1) 「本 SDK」とは、当社又は当社に権利を許諾する第三者(以下「ライセンサー」といいます。)が知的財産権を有するソフトウェア開発キット「Avatar Teleporter SDK」であり、別紙に定める提供形態及び使用条件等で利用者に提供されるソフトウェア、技術文書及び関連資料をいいます。
- (2) 「対象製品」とは、個別契約において特定される、本 SDK を利用して利用者が開発するアプリケーションソフトウェア又は機器(但し、民生用又は産業用の製品であって、当社及び利用者間で別途協議の上書面で明示的に合意した場合を除き、いかなる場合であっても核施設、軍事、航空管制、緊急通信、生命維持装置、その他対象製品の不具合又は故障が死亡、身体傷害又は深刻な環境上の損害を招く虞がある用途を目的する製品を含まないものとします。)をいいます。
- (3) 「知的財産権」とは、(i) 日本国内及び日本国外において、契約又は法令に基づいて発生する特許権、実用新案権、商標権、意匠権の各産業財産権及びそれらの出願中のもの並びにそれらを出願する権利、(ii) 著作権、(iii) 回路配置利用権、(iv) アイディア、コンセプト及びノウハウ、(v) 製品及び技術上の新しい知見、データ、(vi) 技術的成果、(vii) その他の知的財産に関する財産権をいいます。
- (4) 「秘密情報」とは、本利用規約に基づき当社から利用者に開示又は引渡された本 SDK 並びに本契約に関連して当社から利用者に開示された情報のうち、(i) 書面、電磁的媒体、サンプルその他の有体物に「趣」、「秘密」、「Confidential」又は同等の秘密である旨の表示(以下「秘密の旨の表示」といいます)がなされ開示された情報、(ii) 電子メールの場合には件名その他目立つ場所に秘密の旨の表示がなされ送信された情報、又は(iii) 口頭、映像その他有体物以外の方法により開示された情報であり、開示の際に当社から利用者に秘密である旨を告げられ、且つ開示後30日以内に当該情報の概要及び秘密の旨の表示を記載した要約書が交付された情報を意味します。なお、(iii) の場合、利用者は、当該開示から当該要約書を受領するまでの期間中も当該情報を秘密情報として取り扱うものとします。また、秘密情報には、不正競争防止法に定義される「営業秘密」に関連する情報、本利用規約及び個別契約の内容、並びに秘密情報の複写物、複製物及び秘密情報を含む二次的資料も含まれるものとします。利用者が次のいずれかを立証できる情報は、秘密情報に該当しないものとします。
 - ア 開示を受けた時点で既に公知又は公用であったことを立証できる情報
 - イ 開示を受けた時点で、既に自己が保有していたことを立証できる情報
 - ウ 開示を受けた後に、自己の責によらず公知又は公用となった情報
 - エ 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報

- オ 開示された秘密情報を利用せずに独自に開発した情報
- (5) 「子会社」とは、利用者がその総株主の議決権の過半数を直接又は間接に保有する 株式会社その他利用者がその経営を支配している法人をいいます。
- (6) 「親会社」とは、利用者を子会社とする株式会社その他利用者の経営を支配している法人をいいます。
- (7) 「関係会社」とは、利用者が他の会社又は法人の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における会社又は法人をいいます。(子会社を除きます。)
- (8) 「エンドユーザー」とは、対象製品の最終購入者又は最終使用者をいいます。
- (9) 「オープンソースソフトウェア」とは、第三者が知的財産権を有するソフトウェアであり、本 SDK を利用するため当社がライセンサーより無償で使用許諾を受けるもので、その使用にあっては当該オープンソースソフトウェアの利用に関する条件が適用されるものをいいます。
- (10) 「再許諾」とは、利用者が本 SDK の使用権を利用者以外の者に許諾することをいいます。
- (11) 「個別契約」とは、当社が本 SDK の利用に関し、利用者毎に対象製品、利用料金、支払方法、契約期間その他の条件等を定める、当社と利用者との間の利用契約を基本契約とする個別の契約をいいます。本利用規約と個別契約との内容が矛盾、抵触する場合には、個別契約の内容が優先するものとします。

第2条 利用契約の締結

- 1 利用契約は、本 SDK の利用を希望するお客様が、当社所定の方法により申込みを行い、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
- 2 当社は、本 SDK の利用を希望するお客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、 利用契約を締結しないことができます。
 - (1) 利用契約に違反したこと等を理由として過去に利用契約を解除されたことがある場合
 - (2) 申込み内容に虚偽又は不実の記載があった場合又は誤記の修正、記入もれの修正 依頼に対し合理的な期間内にこれに応じない場合
 - (3) 利用契約に基づく債務の履行を怠るおそれがある場合
 - (4) 第21条に定める反社会的勢力に該当する場合、反社会的勢力であると認められる場合、又は反社会的勢力であるかのような振る舞いをなした場合
 - (5) その他当社が不適切と判断した場合
- 3 利用者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、電子メールアドレスを 含む連絡先その他申込みの内容に関する事項に変更があるときは、当社の定める方法 により変更予定日の1ヶ月前までに当社に通知するものとします。
- 4 当社は、利用者が前項に規定する通知を怠ったことによる通知の不到達その他当社の責めに帰さない事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第3条 使用権の許諾

1 当社は、利用者に対し、利用者が本利用規約の各条項を遵守すること及び個別契約を締結することを条件として、別紙に定める条件の下、個別契約の契約期間中に限り、次

の各号の行為を行うことに関する、限定的、取消可能、非独占的、且つ譲渡不可の権利 (以下「使用権」といいます。)を許諾するものとします。なお、別紙に定める条件と本 利用規約の規定に矛盾抵触がある場合は、本利用規約の規定が優先するものとします。

- (1) 対象製品の開発可能性を評価するため (実験での使用を含みます) 及び対象製品に 搭載するため (以下総称して「本目的」といいます。) に、本 SDK のうちソース コード形式で提供されるものを、利用者内部において使用、複製、改変又は翻案す る行為
- (2) 本目的のために、本 SDK のうちバイナリ形式で提供されるものを、利用者内部に おいて使用する行為
- (3) 対象製品を販売又は使用するために、本 SDK (本 SDK のうちソースコード形式で 提供されるもの及び第 1 号に基づきこれを改変又は翻案したものについては、ソ ースコードをコンパイルしてバイナリ形式に変換したものを含みます。)を対象製 品に組み込まれた状態で、バイナリ形式により、エンドユーザーに対して頒布、送 信可能化又は送信し、その複製及び使用を許諾する行為
- 2 本 SDK に含まれるオープンソースソフトウェアの使用には、当該オープンソースソフトウェアの利用条件(以下「オープンソースソフトウェアライセンス条件」といいます。)が適用されるものとします。本利用規約とオープンソースソフトウェアライセンス条件について齟齬があった場合には、当該部分につきオープンソースソフトウェアライセンス条件が本利用規約に優先して適用されるものとします。当社は、利用者が本SDK を利用した場合、利用者がオープンソースソフトウェアライセンス条件に従うことに同意したものとみなします。
- 3 利用者は、当社が別途定める様式(会社名、所在地、代表者、理由・範囲・期間及び 再許諾条件等を含みます。)により、事前に当社に通知の上で当社の書面による承諾を 得たものを除き、第1項の規定に基づき許諾された使用権を第三者(日本国内、海外を 問わず親会社、子会社及び関係会社を含み、以下同様とします。)に再許諾(再々許諾 その他の複次的な再許諾を含みます。)をしてはならないものとします。
- 4 利用者は、使用権を行使するために合理的に必要な範囲内で、使用権に係る全部又は 一部の作業を、当社が別途定める様式により、事前に当社に通知の上で当社が書面によ り承諾する再許諾先となる第三者(以下「業務委託先」といいます。)に委託することが できるものとし、当該委託に必要な範囲内でのみ、利用者は、使用権のうち第1項第1 号及び第2号の行為を行う権利を業務委託先に再許諾することができるものとします。
- 5 利用者は、本条第3項に基づき再許諾先に使用権に含まれる行為を行わせる場合、再 許諾先に対し本利用規約に基づき自己が負うと同等の義務を遵守させるものとし、再 許諾先の義務違反について、当社に対して直接責任を負うものとします。
- 6 利用者は、本条第4項に基づき業務委託先に第1項第1号及び第2号の行為を行わせる場合、業務委託先に対し本利用規約に基づき自己が負うと同等の義務を遵守させるものとし、業務委託先の義務違反について、当社に対して直接責任を負うものとします。
- 7 利用者は、本 SDK を善良なる管理者の注意をもって、保管・管理するものとします。

第4条 知的財産権の帰属

1 本 SDK に関する知的財産権その他の権利は、オープンソースソフトウェア及び当社へのライセンサーの権利を除き、すべて当社に帰属するものとします。

2 対象製品の著作権その他一切の権利は、前項に定める本 SDK に関する部分を除き利用者に帰属します。但し、当社又はオープンソースソフトウェア及び当社へのライセンサーは、二次的著作物に対する原著作者としての権利及び義務を有するものとします。

第5条 利用料金

- 1 利用者は、個別契約において、当社が定める本 SDK の利用料金、支払方法その他の 使用条件を定めるものとします。
- 2 当社は、本利用規約又は個別契約で別途定める場合を除き、利用者から支払われた 利用料金を利用者に返還しないものとします。
- 3 契約期間において、第7条及び第8条に定める本SDKの提供の中止、中断その他の 事由により本SDKを利用することができない状態が生じたときであっても、利用者は、 個別契約に定める利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要するものとします。
- 4 利用者は、個別契約で定める本 SDK の利用料金及びこれにかかる消費税等を、個別 契約にて定める方法にて支払うものとします。支払に必要な振込手数料その他の費用 は、利用者が負担するものとします。
- 5 利用者が、本 SDK の利用料金その他の利用契約又は個別契約(以下、総称して「利用契約等」といいます。)に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の利率による延滞損害金を支払うものとします。

第6条 非保証・免責等

- 1 当社は、明示又は黙示を問わず、本 SDK の完全性、正確性、有用性、及び、第三者 の権利・利益の非侵害性を保証するものではありません。
- 2 オープンソースソフトウェアは現状有姿のままで提供されるものであり、商品性、適合性、第三者の権利・利益の非侵害性、第三者の知的財産権非侵害等について当社は何ら保証せず、その使用又は使用不能から生じる利用者の損害に関し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 利用者は、自己の責任により本 SDK 及びオープンソースソフトウェアを使用するものとし、それらの使用又は使用不能に起因して生じたいかなる損害(利用者のコンピューターシステム、ハードウェア、ソフトウェアに生じた損害、データの消失を含みますが、これらに限られません。)についても、当社は責任を負わないものとします。但し、当社の故意・重過失に基づいて発生した損害については、この限りではありません。
- 4 本 SDK 又は対象製品の使用が、第三者の保有する知的財産権を侵害しているとして、利用者又はエンドユーザーが、第三者より請求、警告、訴えの提起等(以下「紛争」といいます。)を受けたときは、紛争が当社の帰責事由に起因する場合を除き、利用者の費用及び責任において紛争を処理・解決するものとします。また、利用者は、当社が紛争を処理・解決するにあたり、合理的に可能な範囲で当社に協力するものとします。その他、当社は、利用者が本 SDK を利用することにより利用者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。
- 5 本 SDK 又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず第 10 条 (損害賠償の制限)の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により利用者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変、戦争、騒乱、暴動、内乱、重大な感染症の流行その他の不可抗力、法令・

規則の制定・改廃、政府機関又は裁判所による命令・処分等、輸送機関・通信回線 の事故、火災、その他当社又は利用者の責に帰し得ない事由(以下「不可抗力」と いいます。)

- (2) 本 SDK を利用するために必要な利用者の設備の障害、インターネット接続サービスの不具合等利用者の接続環境の障害
- (3) 本 SDK を利用するために必要なインターネット接続サービスの性能に起因する損害
- (4) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本 SDK を利用するために必要な設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
- (5) 本利用規約、当社が定める手順・セキュリティ手段等を利用者が遵守しないことに 起因して発生した損害
- (6) 本 SDK を利用するために必要な設備の内当社の製造に係らないソフトウェア及び データベースに起因して発生した損害
- (7) 本 SDK を利用するために必要な設備の内、当社の製造に係らないハードウェアに 起因して発生した損害
- (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (9) 刑事訴訟法、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分 その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
- (10) その他当社の責に帰すべからざる事由
- 6 利用者は、対象製品のエンドユーザーに対しても、本利用規約に定める本 SDK 及び オープンソースソフトウェアの使用条件を遵守させるものとします。

第7条 提供の停止

- 1 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者への事前の通知または催告を要することなく、本 SDK の全部または一部の提供を中止する場合があります。
 - (1) 利用契約等に規定する債務を履行しなかった場合
 - (2) 第9条の規定に違反した場合
 - (3) 第15条第1項各号のいずれかに該当する場合
 - (4) 本 SDK の利用に関し、直接間接を問わず、当社又は第三者に対し過大な負荷若しくは重大な支障若しくは損害を与えた場合
 - (5) その他、当社が前項に準じると判断する場合
- 2 本条による提供の中止により、利用者又は第三者に損害が発生した場合であっても 当社は一切の責任を負わないものとします。

第8条 提供の中断

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本 SDK の提供を中断することができるものとします。
 - (1) 当社又は当社が指定した業者のサービスの保守上、又は工事上やむを得ない場合
 - (2) 当社又は当社が指定した業者のサービスに障害が発生した場合
 - (3) 電気通信事業者等の電気通信サービスの提供の中止等により本 SDK の提供を行う ことが困難になった場合
 - (4) セキュリティ上の理由でやむを得ない場合
 - (5) 不可抗力により本 SDK が提供できない場合

- (6) その他当社がやむを得ないと判断する事由がある場合
- 2 当社は、前項第1号の規定により本 SDK の提供を中断する場合はその1ヶ月前までに、その他の規定により本 SDK の提供を中断する場合は、予めその理由、実施時期及び実施期間を利用者に通知するものとします。但し、緊急対応がやむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 本条による提供の中断により、利用者又は第三者に損害が発生した場合であっても 当社は一切の責任を負わないものとします。

第9条 禁止事項

- 1 利用者は、本 SDK (オープンソースソフトウェアを含みます。)の使用にあたり、以下の行為を自ら行い、又は第三者をして行わせてはなりません。また、利用者は、対象製品のエンドユーザーに対しても、以下の行為を行わせないものとします。
 - (1) 使用権の範囲内での使用以外の目的で本 SDK を使用する行為
 - (2) 本 SDK その他の当社が権利を保有するソフトウェアの一部または全部が、何らかの形で、オープンソース・ライセンス(GNU General Public License (GPL)その他のいわゆる「コピーレフト」型のオープンソース・ライセンスを含みますがこれらに限られません。)の対象とされる原因になる行為
 - (3) 本利用規約にて明示的に認められている場合を除き、秘密情報及び本 SDK (オープンソースソフトウェアを含みます。) について、複製、修正、改変、翻案、翻訳等の変更を加える行為、又は、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等によりバイナリコードからソースコード、技術、プロセス、アルゴリズム、ノウハウ、その他の情報を取得する等の解析又はこれらに類似した行為
 - (4) 当社の事前の書面による承諾を得たものを除き、明示された著作権表示その他の 権利表示を削除、改変その他不明確化する行為
 - (5) 自ら支配しない環境内(不特定の者が認証なくアクセス可能な環境を含み、これに 限定されません。)で使用する行為
 - (6) 第三者に対し、当社の事前の承諾を得ることなく、再許諾、譲渡、再販、貸与又は 担保の用に供する行為
 - (7) 第三者に対して、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、公衆送信、貸与及び譲渡等する行為。
 - (8) 当社が本 SDK の使用方法について、方法、手順等を示した場合に、これに反した 態様で本 SDK を使用する行為。
 - (9) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する 行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (10) 利用契約又は個別契約に違反して、第三者に本 SDK を利用させる行為
 - (11) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (12) 当社若しくは第三者を差別、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (13) 当社若しくは第三者のプライパシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある 行為
 - (14) 本 SDK の提供を妨害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (15) 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
 - (16) コンピュータウィルス等他人の業務を妨害する若しくはそのおそれのあるコンピュータプログラムを使用する行為、第三者に提供する行為、またそのおそれのある

行為

- (17) 当社若しくは第三者の運用するコンピューター若しくは電気通信設備等への不正アクセス行為、クラッキング行為、アタック行為又は当社若しくは第三者の運用するコンピューター若しくは電気通信設備等に支障を与える方法若しくは態様において本 SDK を利用する行為、それらの行為を促進する情報掲載等の行為又はそれに類する行前各号に掲げるほか当社が不適切と判断する行為
- 2 当社は、本 SDK の利用に関して、利用者の行為が第1項各号のいずれかに該当する ものであること又は利用者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する 情報であることを知った場合、事前に利用者へ通知することにより、本 SDK の全部又 は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除す ることができるものとします。

第10条 損害賠償の制限

- 1 本利用規約で別途定める場合を除き、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、利用契約等に関して、当社が利用者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で利用者に現実に発生した通常生ずべき損害に限定され、損害賠償の額は、当該原因となる事象が発生したことを当社が認識した月に係る利用料金の金額(個別契約において利用料金が総額で規定されている場合は、当該利用料金の総額の5%)を上限とするものとします。
- 2 当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見可能性の有無を問 わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、第三者からの損害賠償に基づき利用者が被 った損害等の間接の損害について、当社は賠償責任を負わないものとします。

第11条 対象製品の開発に当たっての遵守事項

- 1 利用者は、対象製品が、利用者が独自に開発したものであり、対象製品の利用が第三者の権利・利益を侵害せず、第三者との契約違反を構成しないものであることを保証します。
- 2 利用者は、対象製品に、他のハードウェア、ソフトウェア又はネットワークの機能を 阻害することを目的とするウイルスその他のコンピュータプログラム及びデータ等の 有害なコードを含んでいないことならびに将来もこれらの有害なコードを挿入しない ことを表明し保証します。
- 3 本 SDK の利用に必要なコンピューター類の機器、通信回線その他の通信環境等の準備、維持、通信に係る一切の費用は、利用者が自己の費用及び責任において行うものとします。
- 4 利用者は、対象製品について、自己の費用及び責任で、更新版の提供、エンドユーザー等からの問い合わせ対応を含む、保守管理を行うものとします。

第12条 秘密保持

1 利用者は、本利用規約により明示的に許諾された範囲においてのみ当社の秘密情報を使用できるものとし、秘密情報が当社の重要な財産であること、万一、秘密情報が不正に開示、使用又は漏洩されると当社が回復困難な損害を被る虞があることに鑑み、秘密情報の不正使用、不正開示又は漏洩を防止するため、当社から開示されたすべての秘密情報を他の資料や物品等と明確に区別し、自己の秘密情報を管理するのと同等の注

意義務(但し、善良な管理者の注意義務の程度を下回らないものとします)を以て、開示された秘密情報を管理するものとし、当社が別途定める様式による事前承諾を得た場合を除き、日本国内外を問わず、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。利用者は、開示された秘密情報を、当該秘密情報を知る合理的必要のある自己(日本国内及び海外の親会社、子会社及び関係会社を含みません。以下同様とします。)の役員又は従業員(以下「役職員」といいます)に限り開示できるものとします。なお、利用者は秘密情報を自己の役職員に開示する場合又は当社の事前の書面による承諾を得て開示する場合であっても、本利用規約に基づき自己が負担するのと同等の義務を当該役職員(退任又は退職後も含む)及び当該第三者に対し負担させるものとし、当該役職員及び当該第三者の義務違反につき当社に対し直接責任を負うものとします。

- 2 第1項にかかわらず、利用者は、法令等により政府機関又は裁判所から秘密情報の開示を要求された場合は、直ちに当社にその旨及び開示情報範囲を通知し当社が法的救済措置を取る機会を与え、かつ当該法令等の範囲内で秘密を保持するための措置を取ることを開示先に要求の上で、法律上認められる最小限度で当該秘密情報を開示できるものとします。但し、法的救済措置を取る機会の提供について、やむを得ない事情が発生した場合は除くものとし、この場合で利用者は、通知が可能になり次第当社にその旨及び開示情報範囲を通知するものとします。
- 3 利用者は、万一、秘密情報が漏洩又は紛失したことが発覚した場合、直ちに当社に通知し、秘密情報の回収その他適正な処置を講ずるものとします。

第13条 契約期間

- 1 利用契約の契約期間は、本利用規約に基づく利用契約の締結日から1年間とします。 契約期間満了日の60日前迄に、当社が別途定める様式により利用者から利用契約終了 のお申し出がない限り、契約期間は更に1年間同一内容にて自動的に延長されるもの とし、以後も同様とします。
- 2 前項に基づく利用契約終了のお申し出があった場合でも、利用契約の終了時点において存続中の個別契約がある場合は、当該個別契約との関係では、利用契約は引き続き 有効に存続するものとします。
- 3 個別契約の契約期間は、個別契約において定めるものとします。

第14条 解約

- 1 利用者は、解約希望日の2ヶ月前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。
- 2 当社は、理由の如何又は有無を問わず、自己の都合により、利用者に対する通知をもって直ちに利用契約又は個別契約を解約することができるものとします。
- 3 利用者は、前二項に定める通知が到達した時点において未払いの利用料金又は支払 遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。
- 4 第1項又は第2項に基づき利用契約が解約された場合でも、利用契約の終了時点に おいて存続中の個別契約がある場合は、当該個別契約との関係では、利用契約は引き続 き有効に存続するものとします。

第15条 契約の解除及び損害賠償

1 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負うこと無く、何らの催告を要せず利用者に対する書面による通知により、直ちに利用契約等の

全部又は一部を解除できるものとし、利用者に対して被った損害の賠償を請求することができるものとします。

- (1) 強制執行若しくは執行保全処分又は競売の申立てがあったとき
- (2) 第三者より差押・仮差押・仮処分・滞納処分・強制執行・競売の申立等を受けたと き、破産・民事再生・特別清算・会社更生手続開始等の申立があったとき、又はこ れらのおそれがあると認められるとき
- (3) 租税公課を滞納して催促を受けたとき、又は保全処分を受けたとき
- (4) 手形・小切手を不渡りにしたとき、又は支払停止若しくは支払不能となったとき
- (5) 資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき
- (6) お申込み内容又は変更内容に虚偽記載が判明した場合
- (7) 利用契約等への違反又は取引上信義に反する行為に対して相当期間を定めてした 催告後もこれが是正されないとき
- (8) 監督官庁より営業の停止、取消等の処分を受けたとき
- (9) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (10) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
- (11) 利用契約等に定める債務を履行することが困難となる事由が生じた場合
- (12) その他、前各号の一に準ずる事由があった場合又は利用契約等を継続できないと 認められる相当の事由があるとき
- 2 当社が前項に基づく解除をした場合、利用者において当社に対して負担する債務が ある場合は、当該債務につき期限の利益を喪失し、利用者はその全額を直ちに当社に対 して弁済するものとします。

第16条 契約終了時の措置

- 1 利用者は、利用契約が終了した場合、当社から受領した全ての秘密情報(当社の事前の書面による承諾を得て作成した秘密情報及び業務委託先若しくは再許諾先に開示した秘密情報を含みます。)を、速やかに利用者の負担により返還するものとします。また、当社から要請があった場合は、返還に替え速やかに廃棄又は消去し、破棄又は消去を行った旨の証明書を提出するものとします。
- 2 利用者は、個別契約が終了した場合、速やかに当該個別契約に係る本 SDK の使用を中止し、エンドユーザーをして当該個別契約に係る対象製品の使用を中止させるものとします。また、当社から要請があった場合は、本 SDK の使用を中止し、及びエンドユーザーをして対象製品の使用を中止させた旨の証明書を提出するものとします。

第17条 残存条項

利用契約の終了にかかわらず、第12条の規定は契約期間終了後5年間有効に存続するものとし、第4条、第5条第5項、第6条第3項乃至第8項、第10条、第11条、第15条第2項、第16条、本条、第19条乃至第21条、第23条及び第25条の規定は、対象事項が存在する限り有効に存続するものとします。

第18条 不可抗力

当社は、不可抗力により利用契約等の全部又は一部の履行が困難となり、又は遅延した場合は、利用者に対して、履行不能又は履行遅滞の責任を負わないものとします。

第19条 輸出管理

- 1 利用者は、利用契約等に基づき当社より受領した情報、資料等を単独で、又はその全部又は一部を使用した製品等を、直接又は間接を問わず、国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる意思を有すると合理的に推測される第三者(非居住者を含みます。)に対して開示、提供、移転又は輸出(ハンドキャリー、クーリエ、国際宅配、郵送、送信その他の手段を含みます)してはならないものとします。
- 2 利用者は、日本国の「外国為替及び外国貿易法」、これに関連する関係法令及び規則 等(以下総称して「法令等」といいます。)、米国輸出管理規則(EAR) 及びこれに 関連する法令等、並びに輸出先の輸出管理に関する法令等を遵守することに同意しま す。また、利用契約等に基づき受領した秘密情報を、法令等により要求される輸出許可 及び当社の書面による事前の承認を得ることなく、直接又は間接を問わず、輸出しない ものとします。また、利用者は、利用契約等に基づき受領した秘密情報の全部又は一部 を核兵器、化学兵器、生物兵器及びこれらを運搬することができるミサイルの開発、製 造、使用等に転用しないものとし、又、第三者にも転用させないものとします。
- 3 利用者は、当社が前項に定める輸出許可を得るに当たって、当該輸出が正当な行為であり利用者の発行する証明書が必要な場合には、当該輸出許可を得るために必要とされる書面を提供するものとします。

第20条 譲渡禁止

- 1 利用者は、その理由の如何を問わず、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、 利用契約等に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に 供してはならないものとします。
- 2 当社は、業務上の都合により、譲渡、承継又は委託を予定する日の1か月前までに利用者に通知することにより、当社の子会社、関連会社又は第三者に対して、本利用規約上の当社の権利又は義務の全部又は一部を譲渡し、承継させ、又は委託することができるものとします。

第21条 反社会的勢力の排除

- 1 利用者は、利用契約の締結時点において、自社又は自社の役員が暴力団、暴力団員、 暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、共生者、暴力団等 親交者、その他これらに準ずる反社会的団体又は勢力(以下「反社会的勢力」といいま す。)に該当しないこと及び以下の各号のいずれにも該当しないこと並びに将来にわた っても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 利用者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為を行わないも のとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、利用者が反社会的勢力であること又は第1項及び第2項各号の一に該当すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、利用者の調査を行うことが出来、利用者はこれに協力するものとします。また、利用者は、自らが第1項及び第2項各号の一に該当する又はその虞があることが判明した場合には、当社に対し、直ちにその旨を通知するものとします。
- 4 当社は、利用者が前三項のいずれかに違反した場合は、利用者の有する期限の利益を 喪失させ、又、通知又は催告等何らの手続きを要することなく、利用者に対する書面に よる通知により、直ちに利用契約、個別契約等の名称を問わず、当社と利用者との間で 締結した全ての契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 5 当社は、前項に基づく解除により利用者が被った損害につき、一切の義務及び責任を 負わないものとします。
- 6 利用者は、下請業者、再委託業者、許諾先及び調達先その他の取引先等が反社会的勢力であることが判明した場合には、当社に対し直ちにその旨を通知し、速やかに関連契約の解除その他の必要な措置を執るものとします。

第22条 本利用規約の変更

- 1 当社は、当社の判断により、本利用規約に定める条件などを変更することが出来るものとします。この場合、利用者の利用条件その他の内容は、変更後の本利用規約の内容が適用されます。
- 2 当社は、前項に基づき本利用規約の変更を行う場合は、本利用規約の変更を行う旨、 本利用規約の変更内容及び本利用規約の変更の効力発生時期を、変更内容の適用開始 日の1か月までに、当社のホームページへの掲載又はこれに準じる当社所定の方法に より利用者に通知するものとし、この予告期間を経て実施するものとします。

第23条 分離可能性

本利用規約の一部が法令又は裁判所の決定等により、無効であると宣言された場合であっても、その他の部分については、引き続き有効に存続するものとします。

第24条 協議

本利用規約若しくは個別契約に定めのない事項、又は本利用規約若しくは個別契約の解釈に疑義を生じた場合は、当社及び利用者が、法令及び一般慣行に従い誠意をもって協議の上これを解決するものとします。

第25条 準拠法、合意管轄

- 1 利用契約等に基づく一切の紛争については、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東 京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。
- 2 利用契約等の成立、効力、解釈及び履行は、日本国法に準拠するものとします。但し、 抵触法に関する原則及び国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されないもの とします。

別紙

SDK の提供形態及び使用条件等

項番	提供物	提供形態
1	AT Operator Client	アプリケーション (バイナリ形式ファイル)
2	AT Customer Client	対応 OS 別ライブラリ (バイナリ形式ファイル)
3	AT Core Servers	Docker イメージ (バイナリ形式ファイル)

その他、本 SDK の使用条件および使用方法等は次の URL に掲載する各種ドキュメントによるものとします。

Avatar Teleporter SDK 公式 Github ページ https://github.com/SpiralMindJP/at-sdk